

第7回総会議事録

<開催日> 令和6年2月6日（火曜）

<開催場所> 木更津市役所 朝日庁舎（会議室A1）

<会議に付した議案等>

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 報告第388号～報告第416号

農地法第3条の3届出 9件

農地法第4条届出 4件

農地法第5条届出 16件

日程第3 報告第417号～報告第424号 農地の転用事実等に関する照会 8件

日程第4 報告第425号～報告第437号 農地法第18条第6項等通知 13件

日程第5 議案第238号～議案第240号 農地法第3条許可申請 3件

日程第6 議案第241号 農地法第4条許可申請 1件

日程第7 議案第242号～議案第247号 農地法第5条許可申請 6件

日程第8 議案第248号 木更津市農用地利用集積計画の決定について
（令和5年度第11次計画分） 1件

日程第9 議案第249号 木更津市農用地利用集積等促進計画案に
対する意見について 1件

日程第10 議案第250号 木更津市農業振興地域整備促進協議会
委員の推薦について 1件

<出席委員>

1番 小倉 和	2番 露寄 伸哉	3番 礪貝 正一
4番 地曳 昭裕	5番 鈴木 康裕	6番 寫野 知明
7番 村田 正明	8番 村上 常雄	9番 関 和美
10番 桐谷 勝美		
13番 金子 一夫	14番 宮沢 伸子	15番 礪貝 徳三
16番 石渡 和美	17番 齋藤 洋一	18番 杉山 孝
	以上 16人 出席	

<遅刻委員> 無し

<欠席委員> 11番 小嶋 哲雄 12番 和田 倉吉

<傍聴者> 無し

<事務局出席者>

事務局長 小高 幸男	係長 吉野 慶太	主任主事 杉沢 謙太郎
主任主事 角谷 春香		

<午後3時00分開会>

議長

委員の皆様には、お忙しい中、総会への出席を頂き、ありがとうございます。
ただ今から、第7回総会を開催いたします。
本日の出席委員は16名であり、定数の過半数を超える出席がありますので、会議は成立していることを報告いたします。
なお、議席11番小嶋委員及び議席12番和田委員から欠席の届け出がありました。

本日の議事日程につきましては、既にお配りした議案書記載のとおりです。
それでは、日程に入ります。

日程第1議事録署名委員の指名につきましては、議席7番村田正明委員と、議席15番磯貝徳三委員を指名いたします。

書記には、事務局職員杉沢主任主事を任命します。

次に、日程第2から第4の、報告第388号から報告第437号の3ページからの50件につきまして、事務局から報告を求めます。

事務局

報告案件についてご説明いたします。

まず、日程第2、報告第388号から報告第396号について、まず農地法第3条の3の届出が9件ありまして、全て相続によるものです。

次に、農地法第4条の届出が4件で住宅関係及び資材置き場への転用の届出でした。

最後に農地法第5条の届出が16件で、そのうち13件が住宅など建築物関係、残りの3件は太陽光、駐車場、道路用地への転用の届出でした。

次に、日程第3、報告第417号から報告第424号について、農地の転用事実等に関する照会8件ですが、全て法務局からの照会で、全て非農地と回答しております。

次に、日程第4、報告第425号から報告第437号について、農地法第18条第6項等の通知13件ですが、農地法に係るものが6件、基盤強化法にかかるものが7件となります。

以上で、説明を終わります。

議長

次に日程第5、議案第238号から議案第240号、15ページからの、農地法第3条の許可申請3案件について、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第238号から議案第240号、農地法第3条許可申請3案件について、ご説明いたします。

初めに、議案第238号ですが、申請箇所は、3条位置図1の大稲地先の農地になります。農業経営の拡張のため、売買による所有権移転をするものです。

次に、議案第239号ですが、申請箇所は、3条位置図2の真里地先の農地になります。農業経営の拡張のため、売買による所有権移転をするものです。

続いて、議案第240号ですが、申請箇所は、3条位置図3の牛込地先の農地になります。こちらは新規法人を立ち上げ農業を開始するため、売買による所有権移転をするものです。なお、金額が■■■円となっておりますが、こちらは地権者側の要望で贈与ではなく、売買の形を取りたいということからこの金額となっております。

こちらの申請の経緯について説明をいたします。

もともとこの法人の代表者がこの金田牛込地区に仮登記をつけている土地が複数存在します。合計すると15,000㎡ほどになりますが、当初はこれらの土地を田んぼについては水稻、畑についてはじゃがいもを作付けするという計画で所有権移転の申請がされました。

その申請に対して令和5年11月7日に会長、職務代理、金田地区の農業委員、推進委員で新規就農に係る事前審査会をおこないました。

しかしながら、出された計画書について、特に水稻について、適切に営農がされるかなど計画上問題も多く、再度計画を見直すこととして第1回目の審査会を終了しました。

そこで出された指摘を踏まえまして、まず今後農業を行っていく会社として実績を積み、

事務局	いきなり広範囲ではなく、確実にやれるところから一つ一つ営農を行っていくという方針に変え、今回約1,000㎡の土地から始めていくということです。 具体的な作物として芝を育み販売するという事で計画書が出されまして、その計画に基づく第2回の事前審査会を令和6年1月30日に行いました。 なお、当該地については以前から所謂残土が入ってしまっていた土地であり、もともとは農業をするには難しい、荒れていた場所でありましたが、現在は法人の代表者の指示のもと芝の育成ができるレベルに残土を取り除き、農地として利用できる状態に復元をしております。また、地権者の了解のもと一部にて既に育成を始めております。 また、作物として芝を選んだ理由として、知り合いのアドバイザーの指導の下、十分に育成が見込まれること、販売ルートなどが確立できていることなどから選択したものとのことでした。 事前審査会にて指摘されたものとしては、現在復元の際に発生した土が越境してしまっている箇所があることから、その土の撤去を確実にすること。 土砂流出対策として土留めなどの設置、のり面の整備をすること。 現在も大きめの石などが残っていることから、それらを撤去すること。 使用する農薬や除草剤などについて適切に理解し、周辺の田んぼに影響を与えないこと。 今後法人として運営していくにあたり作成する日報などを整理し農業委員会へ報告することなどがあがりまして、それらを行って、遵守することを求めました。 なお、今後も会社として活動を広げていく予定ですが、取得した農地での営農が出来ていない場合は、新規の許可申請については許可が下りなくなることを伝えております。 このあとの担当委員の報告も含めまして、ご審議いただければと思います。 以上で、事務局の説明を終わります。
議長	続いて、地区担当委員から現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。 初めに、議案第238号について、金子委員をお願いします。
金子委員	議案第238号についてご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張のため、申請がされたものです。 譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約200日で、5,161㎡の農地を家族3人で耕作しています。農業機械はトラクター・田植え機・コンバイン等を所有しており、自作地について遊休農地等はありません。申請地の現況は田で水稻を作付けする計画とのことで周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。 以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 ご審議のほどよろしくをお願いします。
議長	次に、議案第239号について、村田委員をお願いします。
村田委員	議案第239号についてご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張のため、申請がされたものです。 譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約200日で、39,683㎡の農地を家族3人で耕作しています。農業機械はトラクター・耕うん機・農用トラック等を所有しており、自作地について遊休農地等はありません。申請地の現況は田ですが、畑として利用し、ブルーベリーの作付けをする計画です。特段周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。 以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 ご審議のほどよろしくをお願いします。
議長	次に、議案第240号について、桐谷委員をお願いします。

桐谷委員

議案第240号についてご説明いたします。

本件は法人として新たに農業を始めるため申請がされたものです。先程事務局から説明がありました通り、2回の事前審査会を行いまして、また、現地調査もした結果をもとにご報告いたします。

法人の代表者は農業については、ほぼ素人ですが、役員にも名を連ねる農業者がアドバイザーも兼ね営農はしていくとのことです。また、代表者自身もアドバイザーや他の協力してくれる人の指導を受けながら、実際の作業を通じて農業経験を深めていくとのことです。

今回の申請地は元々、残土などが入っているような荒廃地でありましたが、現在は盛り上がっていた残土は道路と同じ高さまで取り除かれ、整地はされている状態です。

しかしながら、1月30日に行われた事前審査会時点では、土砂が越境しており、排水路へ流出するおそれがある箇所があること、土留めの設置や、のり面の整備状況などが不十分である箇所があること、大きな石などの撤去が不十分であることなどが確認できました。それらを審査会にて指摘したところ、申請者は対策及び是正をするとのことでした。

審査会の後、2月2日に再度現地を確認したところ、まだ全ての作業は終わっておりませんが、土留めの設置や是正作業は進められています。申請者が事務局に伝えたところだと今月2月中には完了させるとのことでした。

許可についてですが、もともと荒れ果てていた土地を復元していることや、1回目の事前審査会の内容を踏まえ、まずは実績を上げていくよう方針を変え、アドバイザーの指導の下ではありますが、営農や販売などが現実的にできる作物を選ぶなど改善も見られました。従って、条件付きの許可が妥当と判断しました。

具体的には、現在行っている土砂流出への対策及び是正を完了させること、また、完了した際は農業委員会の検査を受けることを条件として付しまして、それらが守られなかった場合は今後の農地の取得については認めないことも合わせて示します。また、事前審査会でも指摘されました農薬や除草剤の使用には周辺農地への影響がないようにすること、農業法人として日報や月報などの整理を行い農業委員会へ報告することも合わせて遵守するように求めます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局、並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

ご意見等も無いようですので、採決にうつります。議案第238号から240号の3案件について、一括で採決したいと思います。ご異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

ご異議も無いようですので、採決いたします。3条議案第238号から240号の許可申請について、許可に賛成の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

挙手全員であります。よって、3条議案第238号から240号については許可と決定いたします。

次に、日程第6議案第241号、16ページの農地法第4条の許可申請1件について議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第241号について、ご説明いたします。

事務局	申請箇所は、転用位置図４－１の高柳地先の農地になります。 申請目的は、長屋住宅として転用するものです。農地区分は第２種農地と判断いたしました。資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■万円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の融資証明書により確認済です。転用行為の支障となる権利者はありません。事業完了予定ですが、令和６年９月末を予定しております。最後に、他法令との関係ですが、開発行為に係る事前協議票も添付され、問題ないものと思われます。 以上で、事務局の説明を終わります。
議長	続いて、地区担当委員の議員正一委員から現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。
議員正一委員	議案第２４１号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。 まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周囲をコンクリート擁壁で囲うため、土砂の流出等は起きないと思われます。 次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は駐車場部分を浸透舗装及び雨水貯留施設を施工し、敷地内で処理できない雨水は敷地北側の側溝を接続し放流し、雑排水及び汚水は合併処理浄化槽を設置し、敷地南側の水路に接続し放流する計画のため問題は生じないと思われます。 次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、道路事情がよく、耕作に支障は起こらないと思われるため問題はないと思われます。 次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、境界から離して設置するなど日照、通風に配慮した計画のため問題はないと思われます。 最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。 以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。 よろしくご審議のほど、お願いします。
議長	以上で、説明が終わりました。 先程の事務局、並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。 ご意見等も無いようですので、採決いたします。議案第２４１号の農地法第４条の許可申請について、許可に賛成の方は、挙手願います。 〈 挙 手 〉 挙手全員であります。 よって、議案第２４１号は、許可相当として、知事に意見書を送付いたします。 次に、日程第７ 議案第２４２号から２４７号、１７ページからの、農地法第５条の許可申請６件について議題に供します。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第２４２号から議案第２４７号、農地法第５条許可申請の６案件について、ご説明いたします。 初めに、議案第２４２号から２４４号についてですが、関連案件となりまして、申請箇所は、転用位置図５－１の笹子地先の農地になります。申請目的は、駐車場として転用するので、転用を伴う所有権移転の許可申請となります。現在使っている駐車場を返却する必要

事務局

があることから、同じ規模の土地を駐車場として整備し使うものです。

農地区分については、第2種農地と判断しました。資金計画ですが、整地費等の費用は約■■■■万円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。転用行為の支障となる権利者はありません。事業完了予定ですが、令和6年3月末を予定しております。最後に、他法令の関係ですが、特に申請などが必要なものはありません。

次に、議案第245号ですが、申請箇所は、転用位置図5-2の中尾地先の農地になります。申請目的は、太陽光発電施設として転用するもので、転用を伴う地上権設定の許可申請です。

農地区分については、第2種農地と判断しました。資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■万円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。転用行為の支障となる権利者はありません。事業完了予定ですが、許可後から約6カ月以内の完成を予定しております。最後に、他法令の関係ですが、売電に係る契約書なども添付され、問題ないものと思われます。

次に、議案第246号及び247号ですが、申請箇所は、転用位置図5-3の上根岸地先の農地になります。申請目的は、太陽光発電施設として転用するもので、転用を伴う所有権移転の許可申請です。

農地区分については、第2種農地と判断しました。資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■万円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。転用行為の支障となる権利者はありません。事業完了予定ですが、許可後6カ月までの完成を予定しております。最後に、他法令の関係ですが、売電に係る契約書なども添付され、問題ないものと思われます。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員から現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。はじめに、議案第242号から245号についてですが、急遽和田委員が欠席となりましたが、調査結果については事務局へ報告がありましたので、事務局からその結果を報告していただきます。

事務局、お願いいたします。

事務局

それでは、和田委員からお預かりした調査結果をもとに報告いたします。

議案第242号から244号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないため、土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透及び用水路により処理するため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、周辺に営農中の農地は無いため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地はないため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

ただし、一点注意事項として公共用地と接する部分がありますので、境界を確認し工事などは気を付けるようお願いすることを事業者に知らせます。

事務局	続いて、議案第２４５号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。 まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないため、土砂の流出等は起きないと思われす。 次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われす。 次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、道路事情がよく、耕作に支障は起らないと思われるため問題はないと思われす。 次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、太陽光パネルの設置のみであり、高さも２メートル程度であるため問題はないと思われす。 最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われす。 以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われすので、当該申請は適当と判断いたしました。 よろしくご審議のほど、お願いします。
議長	続いて、議案第２４６号及び２４７号について、小倉委員お願いします。
小倉委員	担当の小嶋委員がお怪我により欠席ですので、私と佐藤推進委員とで確認をしてまいりました。 なおスクリーン上で青く示されているところは先月の総会で許可相当となったところで、その奥のオレンジで囲われているところが今回申請があげられた場所です。一番奥側は小櫃川の旧河川沿いで竹が侵食してしまい農地として使用はできないようなところになっています。周辺で太陽光が既に存在している場所になりますので、特段問題は生じないと思われすますが、許可基準にそって、順次ご説明いたします。 まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないため、土砂の流出等は起きないと思われす。 次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われす。 次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、周辺に農地はないため問題はないと思われす。 次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、太陽光パネルの設置のみであり、高さも２メートル程度であるため問題はないと思われす。 最後に、農道が右側に存在はしているのですが周辺はほぼ太陽光となっていますので問題はなしと思われす。 以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われすので、当該申請は適当と判断いたしました。 よろしくご審議のほど、お願いします。
議長	以上で、説明が終わりました。 先程の事務局、並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。
地曳委員	はい。
議長	はい、地曳委員。
地曳委員	議案番号２４２号から２４４号についてですが、先程の説明の中で盛土は行わないとありましたが、地目が田なんです影響はないということですか。

事務局	現地の状況ですが、道路手前側が盛り上がっていて、奥が下がっているような土地になります。そこはスロープを設置し、その部分に砕石、砂利で舗装する計画と確認しています。
地曳委員	そうすると、盛り土は行わないけれど砂利や砕石は入れるということですね。今後はそのように説明していただければと思います。
事務局	分かりました。
議長	他にご意見等も無いようですので、採決にうつりたいと思いますが、議案第244号は■■■■委員にかかる案件となりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限により、■■■■委員は採決に参加できません。 よってまず、議案第242号から244号を除いた案件については一括で採決をし、その後、■■■■委員の退席の後、議案第242号から244号について採決を行います。 それではまず、議案第245号から247号の3案件の、農地法第5条の許可申請について、許可に賛成の方は、挙手願います。 〈 挙 手 〉 挙手全員であります。 よって、議案第245号から247号の3案件は、許可相当として、知事に意見書を送付いたします。次に議案第242号から244号についてですが、議事参与の制限により、■■■■委員は退席をお願いします。 《 ■■■■委員 退席 》 それでは議案第242号から244号について採決いたします。議案第242号から244号について、許可に賛成の方は挙手願います。 〈 挙 手 〉 挙手全員であります。 よって、議案第242号から244号については、許可と決定いたします。 それでは、退席されております■■■■委員には、お戻り願います。 《 ■■■■委員 着席 》 次に、日程第8議案第248号、18ページからの木更津市農用地利用集積計画の決定について、令和5年度第11次計画分を、議題に供します。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第248号、木更津市農用地利用集積、令和5年度第11次計画の決定について、ご説明いたします。 本案件は、令和6年1月25日付けで、木更津市長から農業経営基盤強化 促進法第18条第1項の規定により、当該計画の決定を求められているものであります。それでは、議案書の利用明細書に沿ってご説明いたします。 今回の計画は、計画1から10となっております。利用目的は、全ての計画が水稻となっております。利用権設定の種類は全ての計画が賃借権の設定となっております。利用権設定期間は、計画8が5年、残りの計画全てが10年となっております。計画合計数は、48筆、面積が合計35148平方メートルとなっております。 以上で、事務局の説明を終わります。

議長	続いて、地区担当委員から現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。 はじめに、計画番号１番から８番について議員正一委員をお願いします。
議員正一委員	計画番号１から８番について借受者が同一のため、まとめて説明します。 本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	次に、計画番号９番について、齋藤委員をお願いします。
齋藤委員	計画番号９番について説明します。 本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規に借り受けするものです。利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	次に、計画番号１０番について、小倉委員をお願いします。
小倉委員	小嶋委員の代理で確認をいたしました。計画番号１０番について説明します。 本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規に借り受けするものです。利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。この地域で一番大きく農業をしている方なので問題はないと思われます。申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	以上で、説明が終わりました。ただ今の事務局、並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。 ご意見等も無いようですので、採決にうつります。議案第２４８号木更津市農用地利用集積計画の決定について、令和５年度第１１次計画分を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。 〈 挙 手 〉 挙手全員であります。よって、議案第２４８号は、原案のとおり決定しましたので、市長宛にその旨を回答するものといたします。 次に、日程第９議案第２４９号、２４ページからの木更津市農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、議題に供します。 事務局の説明を求めます。

事務局

議案第249号、農用地利用集積等促進計画に対する意見について、ご説明いたします。
本案件は、令和6年1月10日付けで、木更津市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、当該計画案に対する意見を求められているものであります。

それでは計画の内容について、ご説明いたします。

こちらの申請ですが、流れを簡単にご説明しますと、既に地権者から中間管理機構へ貸し付けられており、以前の耕作者がいたのですが、その方が解約となり、今回新たに耕作者を設定しようとするものです。

今回の計画は、計画1から2となっております。利用目的は、水稻を作付けする計画となっております。設定する権利の種類は、賃借権の設定となっております、権利の存続期間は番号1が令和9年5月31日まで、番号2が令和9年3月31日までとなっております。合計2筆3,138平方メートルとなっております。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員の礒貝徳三委員に現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。

礒貝徳三委員

計画番号1、2番について、ご説明いたします。

本件は、当該地を、前耕作者が経営規模を縮小したことに伴い、農地中間管理機構が新たな受け手に再配分するために権利の設定をしようとするものです。利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。申請地の現況は田であり、引き続き水稻を作付けすることとなります。

以上のことから、本件は、問題ないものと判断しました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局、並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

ご意見等も無いようですので、採決にうつります。

議案第249号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、意見無いものと決定することに賛成の方は挙手願います。

〈 挙 手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第249号は、意見無いものと決定しましたので、市長宛に、その旨を回答するものといたします。

次に、日程第10議案第250号、別冊議案書の木更津市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第250号、農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について、ご説明いたします。

本議案は、木更津市農業振興地域整備促進協議会委員の任期が本年3月15日をもって満了することに伴い、木更津市長から委員として、農業委員3名の推薦依頼があったことから、候補者を推薦しようとするものです。

当協議会は、農業振興地域整備計画の策定及び変更並びに整備計画に基づく事業の推進に関する重要事項を審議し、必要な事項を市長に答申または、建議する市の付属機関です。

なお、現在は杉山会長、地曳会長職務代理者と、金子委員が委嘱を受けておりますので、

事務局

引き続き、3名を推薦するために決定を求めるものです。なお、任期は委嘱の日より2年間となっております。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

以上で、説明が終わりました。ただ今の事務局の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

ご意見も無いようですので、採決いたします。

議案第250号、木更津市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について、原案のとおり推薦することに賛成の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第250号は、原案のとおり決定し、木更津市長へ推薦するものといたします。

これにて、本日の報告事項並びに議案の審議は、全て終了いたしました。

以上をもちまして、第7回総会を閉会といたします。

なお、終了時間は、午後3時49分であります。長時間にわたり、ご苦労さまでした。

以上をもって議事の顚末を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和6年2月6日

議 長

杉山 孝

議事録署名委員

村田 正明

礪貝 徳三